

別表3 大気汚染防止法及び県条例に係る一般粉じん発生施設

※法施行令別表第2・県条例施行規則別表第1及び同第4より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類	大気汚染防止法 届出対象施設		県条例 届出対象施設 (特定施設)		県条例 許可対象施設 (指定施設)
	項番号	規模要件	項番号	規模要件	規模要件
コークス炉	1	原料処理能力が50 t / 日以上	15	同左 (法で届出が必要なため、県条例は不要)	—
鉱物（コークスを含み、石綿を除く。以下同じ。）又は土石の堆積場	2	面積が1,000㎡以上	1	面積が500㎡以上	—
鉱物、土石又はセメント用の下記施設 (密閉式を除く) (1) ベルトコンベア (2) バケツコンベア	3-(1)	ベルト幅が75cm以上	2-(1)	ベルト幅が50cm以上	—
	3-(2)	バケツの内容積が0.03㎡以上	2-(2)	バケツの内容積が0.02㎡以上	—
鉱物、土石又はセメント用の下記施設 (湿式のもの及び密閉式を除く) (1) 破碎機（粉碎機） (2) 摩砕機	4-(1)	原動機の定格出力が75kW以上	3-(1)	原動機の定格出力が7.5kW以上	—
	4-(2)				
ふるい (鉱物、岩石又はセメント用のものに限り湿式のもの及び密閉式のものを除く)	5	原動機の定格出力が15kW以上	4	原動機の定格出力が7.5kW以上	—
食料品、飼料又は肥料（化学肥料を除く） の製造用の下記施設 (1) 原料精選施設 (2) 粉碎施設（県条例・項3に掲げるもの 及び湿式のものを除く）	—	—	6-(1)	すべてのもの	—
			6-(2)	原動機の定格出力が0.75kW以上	
化学肥料製造用の粉碎施設 (県条例・項3に掲げるものを除く)	—	—	7	すべてのもの	—
顔料製造用の粉碎施設 (県条例・項3に掲げるもの及び湿式のもの を除く)	—	—	8	原動機の定格出力が0.75kW以上	—
ゴム製品製造用の下記施設 (1) バンパリーミキサー (2) ミキシングロール	—	—	9-(1)	すべてのもの	—
			9-(2)	ロールの直径が350mm以上	—
窯業製品の製造用の粉碎施設 (県条例・項3に掲げるもの及び湿式のもの を除く)	—	—	10	原動機の定格出力が0.75kW以上	—

別表3 大気汚染防止法及び県条例に係る一般粉じん発生施設

※法施行令別表第2・県条例施行規則別表第1及び同第4より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類	大気汚染防止法 届出対象施設		県条例 届出対象施設 (特定施設)		県条例 許可対象施設 (指定施設)
	項番号	規模要件	項番号	規模要件	規模要件
炭素又は黒鉛製品の製造用の下記施設 (1) 粉砕施設（県条例・項3に掲げるものを除く） (2) 仕上施設	—	—	11-(1) 11-(2)	すべてのもの	—
セメント、石こう、石灰又はクレーの製造又は加工用の下記施設 (1) 粉砕施設（県条例・項3、項5に掲げるもの及び湿式のものを除く） (2) セメント加工施設（セメントサイロ、セメントホッパー、パッチャープラント及び砂利・砂選別施設に限る） (3) ふるい（県条例・項4に掲げるものを除く）	—	—	12-(1)	原動機の定格出力が7.5kW以上	—
			12-(2)	すべてのもの	
			12-(3)	原動機の定格出力が0.75kW以上	
金属の精錬又は無機化学工業品製造用の下記施設 (1) 非鉄金属の精錬施設 (2) 合金鉄の精錬施設 (3) 無機化学工業品の製造施設	—	—	13-(1) 13-(2) 13-(3)	すべてのもの	—
金属の加工又は機械の製造若しくは加工用の下記施設 (1) 砂処理施設（古砂回収装置、乾燥装置、砂ふるい装置（県条例・項4に掲げるものを除く）及び混錬装置に限る） (2) サンドブラスト (3) ショットブラスト (4) シェークアウトマシン	—	—	14-(1)	すべてのもの	—
			14-(2)		
			14-(3)		
			14-(4)		
綿製品製造用の製綿施設 (県条例・項5に掲げるものを除く)	—	—	16	すべてのもの	—
木材若しくは木製品製造用の下記施設 (1) チップ置場 (2) 切断施設 (3) 研削施設 (4) 粉砕施設	—	—	17-(1)	面積が200㎡以上	—
			17-(2)	原動機の定格出力が0.75kW以上	
			17-(3)		
			17-(4)		

別表3 大気汚染防止法及び県条例に係る一般粉じん発生施設

※法施行令別表第2・県条例施行規則別表第1及び同第4より作成（一部表現を変更しています。）

施設の種類	大気汚染防止法 届出対象施設		県条例 届出対象施設 (特定施設)		県条例 許可対象施設 (指定施設)
	項番号	規模要件	項番号	規模要件	規模要件
化学工業品又は石油製品若しくは石炭製品 製造用の下記施設 (1) 粉碎施設（県条例・項3、項5に掲げ るものを除く） (2) ふるい（県条例・項4に掲げるものを 除く） (3) 研削施設	—	—	18-(1) 18-(2) 18-(3)	原動機の定格出力が0.75kW以上	—
べんがら製造用の粉碎施設	—	—	19	原動機の定格出力が0.75kW以上	項1 同左
金属粉製造用の下記施設 (1) 粉碎施設 (2) カッター (3) グラインダー	—	—	20-(1) 20-(2) 20-(3)	原動機の定格出力が0.75kW以上 すべてのもの	項2 同左
生コンクリート製造用の下記施設 (1) バッチャープラント (2) セメントサイロ (3) セメントホッパー (4) 砂利・砂選別施設	—	—	—	—	項3 すべてのもの
木製品の製造又は加工用の下記施設 (1) 粉碎施設 (2) 研削施設	—	—	—	—	項4 原動機の定格出力 が7.5kW以上